

平成27年6月10日

様

要 請 書

【 集中復興期間後の復興財源の確保等  
について 】

福島県町村会  
会長 加藤 憲 郎

福島県町村議会議長会  
会長 佐藤 一 美



## 集中復興期間後の復興財源の確保等 に関する要請

国はこれまで復興財源を実質的に国庫負担とする特例的財政支援措置を講じるなど、被災地の復興を全面的に支援いただけてきたところであります。

しかしながら、集中復興期間後となる平成28年度以降については、被災地の「自立」を促すとして新たな復興事業のあり方を示されましたが、その内容は一部事業に対し地元負担の導入を求めるなど、国の支援の枠組みを後退させるものであると言わざるを得ません。

特に地元負担の導入は、被災地に配慮し、通常の国庫補助事業や国直轄事業と比べ軽減した内容とされてはいるものの、被災地に負担を求めることは、ようやく本格化し始めた復興への歩みを減速させかねないものと懸念するものがあります。

国は、集中復興期間の終了という時間の経過をもって復興支援の枠組みを転換されようとしておりますが、被災地にとって重要なことは、「時間の経過」ではなく、「復興の現状」であり、震災に原発事故の影響が複雑に絡み合った本県が真の復興を果たすためには、なお多くの時間を要するものであり、今後とも引き続いた国の全面的な支援が必要であります。

本県は、地震・津波・原発事故の被害に風評被害が加わった4重苦によるマイナスの状態から復興・再生を図っているところであり、他の被災地とは復興・再生のスタートラインそのものが異なることを国は考慮すべきであります。

つきましては、本県が平成28年度以降も着実に復興・再生への歩みを進めて行けるよう、復興財源を確実に確保いただくとともに、次の事項について特段の配慮を賜りたく、要請いたします。

## 1. 公共事業関係について

本県は、県全域において原子力災害の影響を今もなお受けており、かつ、本県の復興は長期を要することから、事業費の大きい道路等公共事業については原則「復興枠」で対応するとともに、必要な財源を十分に確保すること。

また、相馬福島道路やふくしま復興再生道路（8路線）は、原子力災害特有の課題に対応する上で必要不可欠であるので、全額国庫負担とすること。

さらに、避難12市町村内で実施する県事業についても、復興を加速する上で重要であるので、12市町村事業と同様に全額国費負担とすること。

## 2. 緊急雇用関係について

緊急雇用事業は、被災者・避難者に対する相談、見守り、事業者の再建サポート、商工会等復興支援員、農産物の放射線測定など、復興に不可欠な事業のマンパワー不足に活用しており、事業の継続は必須であるので、新たな事業を復興特会で創設すること。

## 3. 産業復興関係について

本県の産業基盤は未だ県全域で震災前の規模を回復しておらず、特に浜通りは厳しい状況であることを踏まえ、「イノベーション・コースト構想」の実現、雇用の受け皿となる企業を誘致するための「企業立地補助金」、再生可能エネルギー・医療機器・ロボット関連産業等の推進を復興事業に位置付け、必要な財源を十分に確保すること。

#### 4. 原子力災害に由来する復興事業について

県全域において原子力災害の影響を今もなお受けている本県の実情を鑑み、原子力災害に由来する復興事業については、教育・医療・風評被害など事故の影響に対する対策も含め、幅広く捉えるとともに、全額国費で対応すること。

#### 5. 現行制度関係について

上記に加え、現在実施されている復興支援事業において、平成28年度以降、地元負担が生じるとされた事業（「地域公共交通確保維持改善事業」、「循環型社会形成推進交付金事業」、「災害に強い森林づくり事業」等々）や未だその取扱いが示されていない事業「旧警戒区域内等における鳥獣害捕獲等緊急対策事業」があるが、それら事業は本県が復興・再生を果たすうえで不可欠な事業であるので、現行制度を維持したまま事業の継続・延長等を図ること。